

富田林市教育委員会会議録

(令和 7 年度 6 月定例会)

令和 7 年 6 月 26 日開催

富田林市教育委員会

1	開催日時	令和7年6月26日（木） 午後2時00分～午後3時20分まで	
2	場所	富田林市役所3階 庁議室	
3	出席委員	教 育 長	植野 均
		教育長職務代理者	水本 哲也
		委 員	南 栄子
		委 員	森田 幸介
		委 員	吉田 郁
事務局		教育総務部長	辻野 泰之
		生涯学習部長	尾崎 竜也
		教育総務部次長兼教育指導室長	山口 敬生
		生涯学習部次長兼文化財課長	重野 好信
		教育総務課長	木下 治彦
		学校給食課長	松葉 邦明
		生涯学習課付課長	山田 智彦
		公民館長	大前 靖
		中央図書館長	山本 一夫
		金剛図書館長	道旗 秀
		教育総務課長代理（書記）	宮西 まゆみ
4	公開の有無	公開	
5	非公開の理由	—	
6	傍聴人数	0人	
7	所管部署	教育総務部教育総務課	

8 議事等の内容

木下教育総務課長

それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。

次回の教育委員会会議の開催日程でございますが、令和7年7月31日（木）の午後2時00分から、市役所「庁議室」での開催を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、「会議録署名委員の指名について」でございます。

日程第2につきましては、先月、5月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、「教育長報告」でございます。今月は教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、第3期富田林市教育大綱（素案）パブリックコメントの実施結果について、教育委員会顕彰感謝状についてが2件、教育委員会顕彰表彰状について、富田林市文化振興事業団の経営状況報告について、令和7年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告についての7件でございます。

日程第4につきましては、「教育委員会の議決を経るべき議案」でございます。今月は富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命について、富田林市公私立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命について、富田林市立小中学校校区対策委員会委員の委嘱・任命について、富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について、富田林市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱・任命について、富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選定委員会設置要綱の制定について、富田林市社会教育委員の委嘱についての7件でございます。

それでは、教育長、開会をよろしくお願いいたします。

植野教育長

それでは、令和7年度6月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1「会議録署名委員の指名について」今月は、南委員、よろしくお願いいたします。

南委員

よろしくお願いいたします。

植野教育長

続いて、日程第2「会議録の承認について」、先月5月定例会の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はありませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続いて、日程第3「教育長報告」に移ります。今月は、7件の報告がございます。まず、報告第6号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事」について、今月は「新たに承認申請があった行事」が1件ございますので、教育指導室から説明をお願いします。

山口教育総務部次長

（1）「新たに承認申請のあった行事」についての①ですが、行事名は、「第63回大阪府小学校社会科教育研究会南河内大会」です。主催は、大阪府小学校社会科教育研究会となります。内容は、府内教職員による社会科教育の研究を行うもので、令和7年11月26日（水）に、藤井寺市立藤井寺西小学校で実施を予定しており、参加費は3,000円となります。本市教育委員会が定める「後援名義の事務処理要領」の各条件に適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。

植野教育長 ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。それでは、「これまで承認したことのある行事」について何かご質問等はありませんか。

特に無いようですので、報告第6号につきましては、これで終わります。

次に、報告第7号「第3期富田林市教育大綱（素案）」パブリックコメントの実施結果について、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務課長 それでは、報告第7号「第3期富田林市教育大綱（素案）」パブリックコメントの実施結果について報告申し上げます。報告第7号をご覧ください。

この度、「第3期富田林市教育大綱（素案）」につきまして、5月7日から6月6日までの1か月間パブリックコメントを実施しました。その内容と市の考え方を取りまとめましたのでご報告いたします。

まず、コメントの件数は11通ございました。内容にしますと21件で、教育に関するものが7割、生涯学習に関するものが2割、その他意見が1割の構成比となっています。

内容につきましては、報告第7号に記載していますとおり、今後こうして欲しいというお願いがほとんどでした。その内、3番の「教師の働き方改革」と7番の「平和教育の取り組み」につきましては、ともに加筆することで修正を加えていきたいと考えています。

改めまして、来月の総合教育会議でご審議していただくこととなりますので、ご意見やご質問あれば、その時にお伺いし、更なる修正も図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でご報告とさせていただきます。

植野教育長 ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。先ほども説明にありましたように、来月の総合教育会議でご意見をお伺いしようと思います。中身も多岐にわたりますのでよろしくお願いいたします。報告第7号につきましては、これで終わります。

次に、報告第8号「教育委員会顕彰感謝状」について、引き続き、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務課長 続きまして、報告第8号「教育委員会顕彰」感謝状について報告申し上げます。報告第8号の功績調書をご覧ください。

この度、「こどもの安全見守り活動」を10年以上続けてこられた方が小金台小学校区において1名いらっしゃいましたので、その功績をたたえ、「富田林市教育委員会顕彰規定」に基づき、感謝状贈るものです。以上で、ご報告とさせていただきます。

植野教育長 ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、報告第8号につきましては、これで終わります。

次に、報告第9号「教育委員会顕彰感謝状」について、こちらの方は、生涯学習課から説明をお願いします。

山田生涯学習課付課長 続きまして、報告第9号「教育委員会顕彰感謝状」について、ご報告いたします。

本協議会は、本市の教育の発展並びに児童・青少年の健全育成等を図ることを目的に活動されている団体で、市内の各公立幼稚園・小学校・中学校で活動されてお

ります単位 PTA をもって組織されています。また、単位 PTA の代表を理事とし、理事会を構成しています。役員は理事総会において選出されており、今回は役員 8 名、理事 26 名の任期満了に伴い、富田林市教育委員会顕彰規則第 4 条の規定に基づいて感謝状を授与するものです。報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、報告第 9 号につきましては、これで終わります。

次に、報告第 10 号「教育委員会顕彰表彰状」について、引き続き、生涯学習課から説明をお願いします。

山田生涯学習課付課長

それでは、報告第 10 号「教育委員会顕彰表彰状」につきましてご報告いたします。

被表彰者は、小金台小学校 4 年の西由梨花さんと、藤沢台小学校 6 年の廣井陽斗さんです。お 2 人は、令和 7 年 3 月 23 日(日)に、静岡県静岡市にある由比体育館で開催されました「第 46 回全国少年少女スポーツチャンバラ選手権大会」に出場し、西さんは「楯小太刀 8 級の部」、廣井さんは「楯小太刀 6・7 級の部」にて「優勝」という素晴らしい成績を収められました。その栄誉をたたえ、7 月 7 日(金)に教育委員会より表彰状と記念品の授与を行い、続いて市長表敬訪問を行う予定となっております。報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、報告第 10 号につきましては、これで終わります。

次に、報告第 11 号「富田林市文化振興事業団の経営状況報告」について、こちらでも生涯学習課から説明をお願いします。

山田生涯学習課付課長

それでは、報告第 11 号「富田林市文化振興事業団の経営状況報告」につきまして、ご報告いたします。なお本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、6 月市議会に報告をしております。

はじめに、令和 6 年度の事業報告書及び財務諸表につきましてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。本決算につきましては、去る 5 月 17 日に事業団の監事によります監査を受けております。2 ページからが事業報告書となります。事業の概要でございますが、市民の積極的・自主的な文化活動の一層の促進と機会の充実を図るとともに、子どもたちの市民芸術活動の支援など特色ある文化芸術の発信を行っております。また、3 ページ以降には個別の事業の内容や組織の内容を記載しておりますが、この部分についての説明は省略させていただきます。

続きまして 16 ページをお願いします。令和 6 年度の会計決算の内容につきまして正味財産増減計算書の当該年度より、ご説明申し上げます。

まず、I 一般正味財産増減の部でございますが、1. 経常増減の部、(1) 経常収益です。基本財産運用益、特定資産運用益、受取会費、事業収益、受取補助金等、雑収益あわせまして、経常収益計は 2 億 9,697 万 7,525 円、前年度に比べまして 412 万 6,299 円の増でございます。(2) 経常費用です。事業費と 17 ページの管理費を合わせまして経常費用計は 3 億 1,595 万 6,501 円で、前年度に比べまして 1,400 万 4,576 円の増でございます。したがって、当期経常増減額は、マイナス 1,897 万 8,976 円でございます。

次に、2. 経常外増減の部の（1）経常外収益計は 0 円で、（2）経常外費用計は、10 万 936 円で、税引前当期一般正味財産増減額は、マイナス 1,907 万 9,912 円となり、法人税等 37 万 8,800 円を引いた、当期一般正味財産増減額は、マイナス 1,945 万 8,712 円でございます。一般正味財産期首残高は 4,544 万 7,517 円で、一般正味財産期末残高は 2,598 万 8,805 円でございます。

次に、Ⅱ. 指定正味財産増減の部では、当期指定正味財産増減額は無く、指定正味財産期首・期末残高とも 2 億円でございます。したがって、Ⅲ. 正味財産期末残高は 2 億 2,598 万 8,805 円で、前年度に比べまして 1,945 万 8,712 円の減でございます。なお、15 ページの貸借対照表及び 18 ページから 23 ページに記載の財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、24 ページからの令和 7 年度の事業計画書及び収支予算書につきましてご説明いたします。25 ページから 28 ページが事業計画書となります。25 ページのⅠ. 基本方針及び 26 ページからのⅡ. 事業内容につきましては、記載の通りでございます。

続きまして、29、30 ページの収支予算書をお願いいたします。令和 7 年度の収支予算についてご説明いたします。まず、1. 一般正味財産増減の部、1. 経常増減の部、（1）経常収益です。基本財産運用益、特定資産運用益、受取会費、事業収益、受取補助金等、雑収益あわせて経常収益は 2 億 9,846 万円でございます。次に（2）経常費用です。事業費支出 3 億 1,341 万 808 円と管理費支出 300 万 2,192 円をあわせて、経常費用計は 3 億 1,641 万 3 千円でございます。したがって、当期経常増減額は、マイナス 1,795 万 3 千円でございます。

2. 経常外増減の部では、（1）経常外収益、（2）計上外費用はございませんので、当期一般正味財産増減額は、マイナス 1,795 万 3 千円のままでございます。31 ページは収支予算書内訳表でございますが、こちらも説明につきましては省略させていただきます。

以上が、富田林市文化振興事業団の令和 6 年度事業報告及び令和 7 年度事業計画等についてのご報告となります。

植野 教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

南 委 員

去年は約 1,900 万円、今年は約 1,700 万円の赤字となっていますが、これはどこから賄っているのでしょうか。

植野 教育長

基金からです。

山田生涯学習課付課長

公益性があることから、内部留保せず、一定市民に還元していくことが基本となります。赤字が必ず駄目ということではありません。

当然、赤字が続くと、経営に支障がでてくるので、今後事業団とともに考えていかなければならないところです。

南 委 員

それは分かっていますが、財源に限りはないのでしょうか。

山田生涯学習課付課長

2 億円の出資金がありますが、そこまで踏み込んではいけないので、そうなる前に自主事業を展開するなど経営努力が必要となってきます。

尾崎生涯学習部長

17 ページ下段に当年度 2 億 2,598 万 8,805 円とあります。その内 2 億円が市からの出資金となりますが、ここには触ってはいません。

前年度は 2 億 4,544 万 7,517 円でしたので、約 1,900 万円の減となりますが、今まで一定積み上げてきた部分もあります。2 億円に食い込んでいかに市としては経営指導をしているところです。

植野教育長

最近子ども向けのアウトリーチ事業で無料体験を展開していて、それが赤字の要因にもなっているようですが、今後は収益性を上げていく事業についても議論が必要と考えています。他にご意見ございますか。

特に無いようですので、報告第 11 号につきましては、これで終わります。

最後に、報告第 12 号「令和 7 年第 2 回（6 月）富田林市議会定例会の報告」について、資料 1 から順次担当課の方から説明をお願いします。ご意見、ご質問については説明後に一括してお伺いしたいと思います。多岐にわたりますので、簡潔に説明をお願いします。

重野生涯学習部次長

資料 1 をご覧ください。公明党 村山議員からの代表質問です。質問の主旨は、資料のとおりでございます。答弁としましては、(1)について、少子高齢化の影響により老朽化した建造物の修理や後継者の不足等について相談が増えている状況である。歴史的なまちなみの残る寺内町を守り、育て、次世代へ継承していくために、今年度、市所有の旧東奥谷家住宅で事業者サウンディング型市場調査を実施し、歳入確保の仕組みを構築する取り組みを行い、そこで得た知識や経験を、市に支援として相談体制の充実に取り組むとともに、補助金のありかたについても検討していきたいとお答えしました。

山口教育総務部次長

続きまして、資料 2 をご覧ください。同じく公明党 村山議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、本市小中学校では、アルバム作成担当教員が作成業者と卒業年度当初より年間を通して随時、校正を進め、特に作業の最終段階では複数の教員で確認を行い、児童生徒にとって思い出深いアルバムとなるよう作成を進めていることと併せまして、本市教育委員会といたしましては、AI 技術の活用を進めた学校から情報を集約し、業務効率化の効果や課題を検証し、各学校への情報提供に努める旨をお答えしております。

山本中央図書館長

続きまして、資料 3 をご覧ください。同じく公明党 村山議員からの代表質問です。質問の主旨は、資料のとおりでございます。答弁といたしましては、第 3 次富田林市子ども読書活動推進計画に基づき、家庭における乳幼児を対象とした、読書活動の取り組みについて紹介し、絵本貸出宅配便は読書支援の有効な取組であると認識しており、先進的な事例等も参考に研究に取り組んでまいりますとお答えしております。

次に、移動図書館つつじ号の活動状況についてお答えし、今後は巡回対象としていない認可保育園や民間のこども園を含め、巡回実施に向けて検討するとともに、本市に適した効果的な子どもの読書支援を継続すると結んでおります。

山口教育総務部次長

続きまして、資料 4 をご覧ください。自民・笑顔の会 西川議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、まず、水泳指導を民間委託することにつきまして、他市の情報や、学校プールの維持・管理

コストなどを勘案し、現在、10校でモデル実施しておりますが、安全面や指導面に加え、教職員の負担軽減の面からも効果が大きいと考えておりますことから、段階的に拡大し、全校での実施について検討を進める旨をお答えしております。

次に、中学校部活動の地域展開につきまして、本市では現在、休日に2校で拠点校方式部活動をモデル実施していることに加え、「部活動の地域移行検討委員会」を設置し検討を進めており、他市の事例や国・府の補助金等の情報に注視することや、ガイドラインの改定や指導者に対する研修の実施等の方策を検討することなどを踏まえた上で、国が示す令和13年度までに休日の学校部活動の地域展開を進める必要があると認識している旨をお答えしております。

続きまして、資料5をご覧ください。同じく自民・笑顔の会 西川議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】につきまして、本市として、仮に市立幼稚園全園が最速で募集停止となる場合にも対応できるよう、必要な受け入れ枠を確保するために市立保育所6園をすべて市立認定こども園化することが必要と考えていること、また、公立施設の果たす役割として、市内のこどもたちのセーフティネット機能をより身近な地域で保障することが重要と考えていることから、これまで市立幼稚園・保育所それぞれが培ってきたノウハウを融合させ、よりよい幼児教育保育内容の構築に努めることを保護者に説明し、ご理解を得たい旨をお答えしております。

続きまして、資料6をご覧ください。大阪維新の会 寺内議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、現在、本市立小中学校では、大阪・関西万博への校外学習も含めた様々な教科・領域、取組みの中で国際性を育んでいることや、英語専科教員の配置、オールイングリッシュによる授業展開等の取り組みを通じて、英語教育の推進及び英語担当教員の指導力向上を図っているところであり、今後、ALT配置の充実も含め、本市の子どもたちに英語によるコミュニケーション力等を育成する方策について引き続き検討する旨をお答えしております。

山本中央図書館長

続きまして、資料7をご覧ください。同じく大阪維新の会 寺内議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、本市図書館・公民館の取り組みと令和6年度以降、新たに様々な地域交流イベントに参加したことをお答えしました。また、電子書籍導入につきましては、以前より導入に向けて検討を重ねておりますが、現時点では導入に至っていないことをお答えし、今後も費用対効果を考慮し、継続的に情報収集をおこないながら、検討を進めてまいりますとお答えしております。

木下教育総務課長

続きまして、資料8をご覧ください。同じく大阪維新の会 寺内議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

(1) については、令和3年7月に策定した「富田林市学校教育施設長寿命化計画」に基づき、「早期の対応が必要である(D評価)」と判断された学校教育施設を優先的に部位改修し、機能回復を行っているところですが、続々と更新時期を迎えようとしているなかで、10年後には学校教育施設の建て替えの必要な時期が到来す

ることや更に児童生徒数、クラス数も減少していくなかで、同時に学校教育施設の減築や統廃合も含めて考えていくことが必要であることを伝えています。

シミュレーションにつきましては概算となりますが、現行の小学校 16 校、中学校 8 校をそのまま継続し、現在の建物保有面積すべてを長寿命化計画に基づき整備した場合には約 890 億円、2040 年に予測される児童生徒数に応じた面積のみの建て替えをした場合には約 523 億円の費用がかかるものと試算しています。

(2) につきましては、今後 5 年程度の将来推計及び、更新費用について試算することは可能であることから、公表に向け取り組みを進めるとともに、更にその先を見据えた試算公表についても研究していくと伝えました。

最後に、(3) につきましては、現段階で議論できていないことから、機能統合等、前向きな取り組みができていないことを説明し、今後はできるだけ早い段階で話し合いを進め、令和 12 年度策定予定の富田林市学校教育施設長寿命化計画においては、学校教育施設の統廃合（集約化）等の方針を反映した施設の適正規模・適正配置を見据えた計画となるよう取り組んでいくとともに、その検討過程についても公表に努めていくと結んでおります。

山口教育総務部次長

続きまして、資料 9 をご覧ください。坂口議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。先ほどの西川議員のご質問と重なる部分につきましては、同様にお答えしております。認定こども園整備に伴うスケジュールと財政面での計画につきましては、令和 10 年 4 月の市立認定こども園化に向けて、地方債及び公共施設整備基金の活用を想定した上で、6 園で概ね 5 億円程度の費用をかけて老朽化した市立保育所をリノベーションし、適切にサービスが提供できるよう、かつ、過剰な投資にならないよう整備を検討する旨をお答えしております。

続きまして、資料 10 をご覧ください。同じく坂口議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、引き続き、学校だよりを活用する等の方法を通して、保護者や地域の方に通学路の危険箇所についてより幅広く情報提供を呼びかけるとともに、よりきめ細やかに関係各課と情報を共有し、児童の安全確保に努めてまいりますと結んでおります。

松葉学校給食課長

続きまして、資料 11 をご覧ください。岩崎議員からの個人質問です。質問の主旨は、資料のとおりでございます。答弁としましては、(1) の①については、規格外のナスについては、一定の大きさでそろっており、品質に問題が無ければ、給食利用は可能ですが、確保できる量や、集め方に課題もあり、現状は導入が難しいことを述べ、規格外野菜の給食利用は、物価高騰の現状において、食材費を抑える方法として有効であることから、関係課と連携協力し、課題解決に向け検討してまいりますとお答えしました。

次に、②については、本市では、地元農業者団体の協力により、学校給食における地元産野菜の活用が可能となっていることを述べ、生産者と直接取引できる、今治市の仕組みは、現在の本市の取り組み方とは異なるため、取り入れることは難しく、箕面市の公社設置の取り組みも困難と考えますが、弘前市の規格外野菜を使用した取り組みも含め他市の事例も参考に、地元産野菜の活用に努めてまいりますと結びました。

続きまして、資料 12 をご覧ください。寺尾議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。万博遠足についての答弁といたしましては、安全に実施できるよう万博協会事務局が実施する暑熱対策だけではなく、敷地内の日陰での移動動線や水分確保の方法等について、学校間で共有し対策の充実を図っていること、欠席した児童生徒も含め、一人ひとりの状況に応じた配慮がなされるようすすめていること等についてお答えしております。

小中一貫教育校についての答弁といたしましては、不登校者数の増加の課題に対し、異学年交流や乗り入れ授業、小中学校教職員間での定期的な情報交換、中学校形式のテストを小学校で実施する等の取組みを充実させることで小から中への移行期における学びを円滑に接続することで課題の解消に向けた研究を進めている旨をお答えしております。

教職員の配置に関する答弁といたしましては、よりきめ細かな教育の推進にあつては、障がいの有無に関わらず、子ども一人ひとりに丁寧に寄り添うことができる教育環境の充実を図ることが重要であると認識しておりますことから、引き続き教職員定数の改善等について、国府に要望してまいりますと結んでおります。

学校トイレへの生理用品の設置に関する答弁といたしましては、現在、すべての市立小中学校で児童生徒用トイレに生理用品を設置していること、今年度の生理用品設置事業の予算額として合計 115,500 円を計上していること等をお答えしております。

続きまして、資料 13 をご覧ください。同じく寺尾議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。先ほどの西川議員、坂口議員のご質問と重なる部分につきましては、同様にお答えしております。他には、保育ニーズの減少につきましては、本市の出生数が大きく影響していると考えていること、幼稚園・保育所それぞれの職員に混乱と負担増にならないよう、体制をはじめ、運営等の制度設計について検討を進めているところであること等についてお答えしております。

続きまして、資料 14 をご覧ください。伊東議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。答弁といたしましては、骨子案の策定にあたり、市民の皆さまへ、より具体的に令和 10 年度の新入園児の募集停止が見込まれる状況を説明したもので、見方が変わったということではないこと、また、当初の見通しが甘かったとは考えていないことをお答えしております。さらに、休園中の施設の廃止、除却についての答弁といたしましては、現在、幼稚園の募集停止および休園についての対応を進めているところであることから、休園中であっても、直ちに廃止を打ち出すことは難しい状況であるとお答えしております。

続きまして、資料 15 をご覧ください。同じく伊東議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。先ほどの西川議員、坂口議員、寺尾議員のご質問と重なる部分につきましては、同様にお答えしております。他には、市立幼稚園としての機能を終えた施設の活用については、施設等のビルド&スクラップ及び総量適正化の観点から、本骨子案とは別に検討する旨をお答えしております。

最後に、資料 16 をご覧ください。同じく伊東議員からの個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。市立幼稚園・保育所に関する課題への対応につき

まして、令和 5 年 5 月に「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針の個別施設再配置計画（素案）」において方向性を示し、令和 5 年 6 月に市議会に条例改正案を上程しましたが、否決された経緯を踏まえた上で、このたび「富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本の認定こども園化計画（骨子案）」をお示ししており、場当たり的、その場しのぎであるとは考えていないとお答えしております。また、将来の方向性につきましては、今後の市立認定こども園の利用状況等を確認しながら、「市立保育所民営化基本方針」、「市立幼稚園・保育所のあり方基本方針」について整理を検討する必要があると考えておりますと結んでおります。

植 野 教 育 長 ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

水 本 委 員 まず、資料 4 の水泳指導民間委託モデル事業についてお伺いします。今後全小学校においてモデル事業を展開していくと思いますが、展開していくうえで、けあばるのような市の施設はなかなか受け入れができないとあります。全校実施に向けて市内やその近辺で対応可能な事業所はあるのでしょうか。

山口教育総務部次長 対応可能な事業所の内容といたしましてはプールの広さ、更衣室の状況、送迎できるバスを有しているかどうかが判断基準となります。事業所名は控えますが、市内もしくは近隣市にございますので対応可能と考えております

水 本 委 員 はい、分かりました。

南 委 員 こども園関係の質問が多いので、他の委員の方もそちらの方に興味があると思います。こども園になった場合に、保育士さんと幼稚園の教諭と、両方が混在した形で運営していくことになるのですか。

山口教育総務部次長 市立の認定こども園を直営でと考えていますので、そこで保育にあたる保育教諭と呼ばれる、いわゆる先生に当たる人材につきましては、今の幼稚園の教諭と保育士を合わせた形で考えております。

南 委 員 今までこども園という形態がなかったので、こども園にした方が平等に同じ、教育を受けられるのではないかと個人的に思っています。

山口教育総務部次長 2 号認定で、入園する子どもさんにつきましては、保護者の就労状況や生活状況によって、早い子であれば朝の 7 時から遅い子であれば夜の 7 時までおよそ 12 時間で過ごすことになります。一方で 1 号認定の幼稚園側から入る子どもにつきましては概ね朝 9 時から午後 2 時までの時間を過ごすということで過ごす時間が根本的に違ってはきますし、これまでもその生活を守っていくという保育サイドの考えと、幼児教育を提供する幼稚園サイドの考えと、これを混在するということについては非常に難しい部分もございますけれども、どちらの子どもも同時に存在する時間につきましては、同じ教育・保育を提供できるという、委員おっしゃったような、メリットもございますので、お互いの施設のノウハウを凝縮して、よりすばらしい形に変えていくということで、市民の皆様にもご提供できる状況を作っていきたいと考えております。

また、6 園の一律こども園を市内に配置することで、幅広くいろんな場所の住民サービスが提供できると考えております。

吉 田 委 員 存在している 6 園の保育園は老朽化が進んでいますが、それを加味しても、その

保育園をこども園化することは施設面から見ても、0歳から6歳までの子どもたちが生活するには、一番適切だと思っています。

もし幼稚園をこども園化するとなれば、その0歳や乳児さんたちを受入れる施設が必要となるので、保育園をこども園化した方が良いと言っておられるような議員さんもおられるのではないかと思います。

なぜ保育園をこども園化するのか、現存している幼稚園の方が、施設の的にも適しているのではないかという意見も出てくると思います。そのあたりはしっかりとした説明が必要だと考えますが、どのように考えておられますか。

山口教育総務部次長

現在決まっている方針の部分でいきますと、令和8年4月1日現在の市立幼稚園の入園者数をカウント1として最短であれば、市立幼稚園令和10年度入園の募集が停止してしまうという可能性がございます。この令和10年4月に、幼児教育を受けたくても受けることができない3歳児が発生してしまうということについて、市としては、幼児教育を提供する場を必ず確保しなければならないという部分で行った時に、現在運営している市立保育所を、こども園化することが最善で、安定した場所の提供に繋がるのではないかというような議論が一つあったこと、それからもう一つは、市立幼稚園は先ほど言いました2年連続10人を下回るというルールに則って、募集停止をしていきますので、どの段階で、募集停止になるかということが確定できない中であっては、その施設をリノベーションして、こども園にするという計画立てられないという状況にありますので、そうなった場合に、間違いなく幼児教育を提供できる場を保障できない可能性が生じてまいります。こういったことから、まずは保育所6園を使用してこども園化しようという、結論に至ったというところでございます。

南 委 員

6園の保育園をこども園化した後、廃止になった幼稚園の方が、建物的にも新しいので、そちらに移転するというのも考えとしてはあるのでしょうか

山口教育総務部次長

市立幼稚園として、役割を終えた施設の使用方法につきましては、今回のこども園化計画とは別に検討を進めなければならないと認識しております。

すべての可能性を排除しない状況で検討を進めたいと思っておりますので、移転ということも可能性としてはゼロではないと考えております。

森 田 委 員

保育園をこども園化することは、計画ができあがっているのですが、クリアできているのですが、保育園が幼稚園児を受け入れるとなると、建物は簡単な改修だけ大丈夫なのか、園庭は狭くないかなど、問題はないのでしょうか。

山口教育総務部次長

今回の計画では、現在保育園として認可されている人数は変えない状態で、いわば保育の方の子ども数を少し減じ、そこで生まれた余剰分に1号認定の幼稚園の子どもを入れるというイメージで計画を立てております。その人数キャパでいきますと、認可を受けるにあたっては十分な広さが確保できているという計算で現在進行しております。

森 田 委 員

ありがとうございます。あともう1点だけ。1号・2号認定の子どもさんがおられてそれぞれ滞在時間が違うというのは分かるのですが、中では完全に一緒に生活するという感じですか。例えば、高校のクラス分けのように、それぞれ別ルートを歩むのでしょうか。

山口教育総務部次長

今回考えておりますこども園は、3歳・4歳・5歳はそれぞれ1クラス設定で考えております。なので、同じクラスで、1号・2号認定の子どもさんは分け隔てなく、同じように生活をするというふうに考えています。

植野教育長

はい、よろしいでしょうか。他ございませんか。

水本委員

資料4の部活動の地域展開についてですけれども、国が示しているのは13年度に実施ができるようにという形で、本市においても、国の示すスケジュールに遅れないように検討していくようですが、神戸市は来年度から実施します。その周辺市もほとんど令和8年からという形で、歩調を合わせにしています。その神戸市がこの5月に締め切った第一次募集では、神戸市の中学校85校に対して、500を超える地域団体が手を挙げたと聞いています。その内スポーツクラブ系が350ちょっと。文化クラブ系が200弱だったというような記事が出ていましたけれども、都市部ですから受け皿というのは、本市の地域性と違いがありますが、今後、13年の実施を目ざして検討していくのであれば、あと6年しかありません。

そういう中でいうと、富田林市内やその周辺で受け皿となるような地域団体がどれぐらいあり、その意向調査ですね。もしこういうふうな形で実施するとなれば、手を挙げてくれるのかどうかを、今後は地域移行検討委員会等で調査していく必要性があるのではと思いました。

あと大阪府の中学校体育連盟あるいは地区の中学校体育連盟においては、地区移行した場合のスポーツ大会の受け入れがどのような動向になっているのか情報があればお聞きしたいです。

辻野教育総務部長

受け入れをしていただける団体については昨年度から調査を始めています。引き続き生涯学習課と協力しながら、地域にどのような団体があるのか調査を進めていきたいと考えています。

次に運動部の大会につきましては、中学校体育連盟はかなり検討を進めていただいています。

例えば合同部活動による合同チームでの参加も可能ですし、ゆくゆくは地域クラブも参加できるような形にしていくというふうに聞いておりますので、そちらの方の準備もしていただいているということです。

水本委員

ありがとうございます。もう1点よろしいでしょうか。

資料8の学校施設の統廃合についてですが、ご承知のように文部科学省も、前回は平成27年でしたが、今年3月に令和の日本型教育を推進する学校の適正規模、適正配置のあり方に関する調査研究協力者会議を立ち上げ、全国的に少子化が進む中で検討を始めていっています。

もう2回ぐらい会議が実施されましたが、それと同時に今年3月に「公立小中学校の統廃合を考える皆様へ」という指針が出されているのですが、適正規模、適正配置のあり方や留意事項等を書いたものを見ると、子どもたちの一定の児童生徒数の規模、教育条件の維持改善がどのようになされるかという観点で考えた場合に、今後の児童生徒数の推移はしっかり見ておかなければならない。また、教育環境がこうなったときに、こうしていきますという考え方をしっかりまとめて対応していかなければならないと思いました。

令和3年に長寿命化計画を策定されましたが、その時には教育環境のことで否定的な意見はありましたか。

木下教育総務課長

当時否定はなかったですが、以降は先のことを見据えた適正な予算配備を考えるには、議論の加速化が必要だという指摘はいただいています。

水 本 委 員

一定、統廃合について市としての考え方の基準を検討していかなければならないと思っています。ここに書いてある令和12年度の長寿命化計画の本格的に見直しにおいては、「学校教育施設の統廃合等の方針を反映した施設の適正規模、適正配置を見据えた長寿命化計画となるように取り組んでまいります。」とありますが、令和12年度の見直しにおいて考えるのでは遅いと言説を読んだときに思いました。

辻野教育総務部長

子どもたちの数であるとか、教育環境、そのあたりと合わせながら、12年度の検討に入るまでに、何らか検討を進めていかないといけないと思っています。ただ現状、答弁にもありますように、それ以前の「公共施設の再配置計画の後期」の策定がございますので、動向を見守りながら、方向づけできるよう準備を進めてまいります。

植 野 教 育 長

ご質問も尽きないようですが、よろしいでしょうか。またいろいろ継続案件になっていることもたくさんありますので、これからまたいろいろご意見お聞かせいただければと思います。それでは、報告第12号につきましては、これで終わります。

続きまして、日程第4「教育委員会の議決を経るべき議案」にうつります。今月は、7件の議案がございます。

では、議案第17号「富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命」について、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務課長

それでは、議案第17号「富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命」について、ご説明させていただきます。議案第17号をご覧ください。

当委員会は余裕教室活用指針に基づき、小中学校で生じた余裕教室について、学校教育上必要とする活用のほかに、地域での活用方策等を検討し、有効に活用するための検討や審議を行っております。この度は選出区分のなかで網掛けしている箇所です。人員の異動がございましたので、富田林市余裕教室有効活用検討委員会設置要綱第4条に基づき、改めて委嘱・任命をお願いするもので、任期は残任期間の令和8年6月30日までとなっています。以上でご説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

植 野 教 育 長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、議案第17号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第18号「富田林市公私立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命」について、教育指導室から説明をお願いします。

山口教育総務部次長

議案第18号「富田林市公私立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命」についてご説明いたします。富田林市公私立幼稚園連絡協議会は、本市における公立・私立幼稚園の教育に関する連絡調整を図り、市の幼児教育の振興に資することを目的に設置しています。この度は、同協議会要綱第3条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、令和7年5月1日から令和8年4月30日までの1年

間でございます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、議案第 18 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 19 号「富田林市立小中学校校区対策委員会委員の委嘱・任命」について、引き続き、教育指導室から説明をお願いします。

山口教育総務部次長

議案第 19 号「富田林市立小中学校校区対策委員会の委嘱・任命」についてご説明いたします。富田林市立小中学校校区対策委員会は、大規模開発等により校区の検討が必要となった場合等を想定し設置しているもので、富田林市立小中学校校区対策委員会規則 第 3 条の規定により委員の委嘱並びに任命をお願いするものです。任期は令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日の 2 年間でございます。変更のあった委員は、網掛けとしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、議案第 19 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 20 号「富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命」について、こちらも教育指導室から説明をお願いします。

山口教育総務部次長

議案第 20 号「富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命」についてご説明いたします。富田林市いじめ問題対策委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策の推進を図ることを目的としております。本件につきましては、委員の異動に伴い新たな委員の委嘱をお願いするものです。なお、新たな委員の任期は同委員会要綱第 5 条の規定により前任者の残任期間となっておりますことから令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間でございます。変更のあった委員は、網掛けとしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、議案第 20 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 21 号「富田林市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱・任命」について、学校給食課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、議案第 21 号「富田林市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱・任命」について、ご説明を申し上げます。学校給食センター運営委員会は、学校給食の適正な運営をはかるため、教育委員会の諮問に応じて、学校給食に関する重要な事項を調査審議し、意見の具申を行います。このたびは、選出区分の中で人員の異動がございましたので、富田林市立学校給食センター条例施行規則第 6 条の規定に基づき、委員の委嘱・任命をお願いするものでございます。任期は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの 2 年間で、変更のありました委員のお名前に網掛けをしております。以上で説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございま

せんか。特に無いようですので、議案第 21 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 22 号「富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選定委員会設置要綱の制定」について、引き続き、学校給食課から説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、議案第 22 号「富田林市中学校給食調理等業務受注候補者選定委員会設置要綱の制定」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、当委員会については、地方自治法の規定により、条例で定めるところにより、本市に附属機関として設置するため、5 月定例会において、富田林市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、ご議決を賜りましたことから、今回、当委員会の設置要綱を制定するものでございます。

次に、その内容でございますが、第 1 条で設置目的を、第 2 条で所掌事務を、第 3 条で組織を、第 4 条で委員の任期を、第 5 条で委員の責務を、第 6 条で委員長を、第 7 条で会議を、第 8 条で事務局を、第 9 条で委任を規定するものでございます。なお、附則としまして、この要綱は、公布の日から施行し、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失うものでございます。以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、議案第 22 号につきましては、提案どおり議決とします。

最後に、議案第 23 号「富田林市社会教育委員の委嘱」について、生涯学習課から説明をお願いします。

山田生涯学習課付課長

続きまして、議案第 23 号「富田林市社会教育委員の委嘱」につきまして、ご説明いたします。

社会教育委員につきましては、社会教育への理解を深め、地域の課題や住民のニーズを社会教育事業に反映させることを目的に、社会教育法第 15 条第 1 項、及び富田林市社会教育委員設置条例第 3 条に基づき、現在 10 名の委員を委嘱・任命し、年 2 回の会議を開催しているほか、各種研修会等にご参加いただいております。

本年 3 月市議会定例会におきまして、本市の社会教育事業全般につきまして、これまで以上に広く意見や助言をいただき、社会教育施策の活性化を図ることを目的に、富田林市社会教育委員設置条例を改正し、委員定数を、「10 名以内」から「15 人以内」と改めたことを受けまして、新たに委嘱を行うものでございます。資料中、網掛けをしている 4 名の方が今回新たに委嘱を行う方でございます。

中村浩道氏におかれましては、本市文化財保護審議会の会長を務められ、文化財に関する卓越した知見をお持ちの方でございます。中野淳也氏におかれましては、本市文化芸術振興ビジョンの策定委員を務められたほか、画家として活動をされております。河野隆太氏は、大阪芸術大学をご卒業後、同大学に勤務されているほか、令和 4 年度に本市若者会議の委員を務められたご経験をお持ちの方になります。最後に中村啓子氏ですが、富田林市身体障害者福祉協会の理事を務められ、障がい者施策全般につきまして知見をお持ちの方でございます。

なお、任期につきましては富田林市社会教育委員設置条例第 4 条の規定により 2 年としており、令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までとなります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

植 野 教 育 長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、議案第 23 号につきましては、提案どおり議決とします。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。

委員のみなさまにおかれましては、長時間にわたりご意見、ご審議ありがとうございました。

それでは、令和 7 年度 6 月の定例教育委員会会議を終了いたします。お疲れ様でございました。